

## 論文要旨

「6 か国のヨーロッパ」の確立——欧州諸共同体対外関係の変遷（1945-1963）——

能勢 和宏

本稿は第二次世界大戦後から 1960 年代初頭の時期を対象に、ECSC ならびに EEC を中心とするヨーロッパ統合の変遷を追い、欧州共同体の性質が非加盟国との対外関係を通して確立していくプロセスを明らかにするものである。

初期のヨーロッパ統合に関する先行研究は、多くが ECSC ならびに EEC における域内統合の進展を扱うものであり、この時期の共同体の対外関係に注目することはあまりない。またこの時期の共同体の対外関係を扱った数少ない先行研究も、ある特定の時期や特定の国との対外関係を扱うものであるため、対外関係の変遷とそれに相互連関するヨーロッパ統合の変遷を解明できていない。このような研究状況に鑑みて、本稿は第二次世界大戦後のヨーロッパ統合の開始から、ヨーロッパ統合の転換点である 1963 年までを対象として、ECSC ならびに EEC の歴史を、対外関係の変遷という観点から再考し、初期ヨーロッパ統合の新たな一面を明らかにすることを目指す。

第 1 章は、第二次世界大戦後から 1950 年 5 月のシューマン・プランの発表までの時期を中心に扱い、ヨーロッパ統合の始まりとされるシューマン・プランならびに ECSC の設立の歴史的意義を再考する。これまでもシューマン・プランの誕生プロセスについては多くの先行研究が存在する。しかしその多くは、フランスの戦後復興計画と対独政策の変遷の分析を中心とするものであり、実際にこの時期に模索されていたヨーロッパ諸国間の協力を分析するものではない。いわば、今日の EU に至る道筋を単線的に理解し、様々な協力計画の存在を捨象する傾向にある。そこで本稿は OEEC（欧州経済協力機構）を中心とするヨーロッパ協力の実態と、シューマン・プランに類似した性質を持つ、運輸・農業・衛生の分野における統合計画を分析することで、シューマン・プランに端を発するヨーロッパ統合の路線がひとつの選択肢に過ぎなかったことを解明した。特に従来、ECSC 原加盟国 6 か国の「小欧州」における協力／統合と OEEC 加盟国 17 か国の「大欧州」における協力／統合の路線の区別は固定されて理解される傾向にあったが、本章の分析からは、このふたつの路線の区別は明確なたちで存在していなかったことが明らかになった。具体的には、「小欧州」の先駆けと目されるフィネベル（仏伊ベネルクス）構想は、最終的に OECE 加盟国による EPU（欧州決済同盟）の設立に統合されていった。また運輸分野におけるボヌフー・プラン、農業分野におけるプール・ヴェール構想、衛生分野におけるプール・プラン構想は、いずれもフランス政府に近い政治家のイニシアチブから生まれた統合計画であった。しかし、これらの構想はどれも ECSC 加盟 6 か国による統合を追求するものではなく、より多くの加盟国、より広い地理的領域での統合の実現を目指すものであった。シューマン・プランがその後のヨーロッパ統合に大きな影響を及ぼす画期的な計画であったことは確かだが、

同時期には他の様々なヨーロッパ協力・統合の可能性は存在していた。これらの事実を踏まえれば、ECSC の設立、ひいては 6 国によるヨーロッパ統合の開始が、同時代に及ぼした影響を相対化して理解することが必要であろう。

第 2 章は、ECSC の対外関係の実態を解明するものである。これまで ECSC 期のヨーロッパ統合を扱った研究において、ECSC の対外関係に注目することはほとんどなかったと言ってよい。実際、あとの章で分析する EEC の対外関係に比べると、ECSC は非加盟国との交渉をあまり行っていない。しかし、それによって研究の意義がなくなるわけではない。むしろ、明らかにせねばならないのは、なぜ ECSC において対外関係がそれほど重要な問題とならなかったのかということである。本稿では ECSC が西欧の非加盟国である英国・スイス・オーストリアと行った対外交渉と、GATT における ECSC の審議を分析することで、ECSC の対外関係の実態を解明し、その歴史的な意味について考察した。英国・スイス・オーストリアの 3 国は、フランスによってシューマン・プランが発表されると、この計画への参加を見送った。それは当初シューマン・プランが、石炭・鉄鋼業の超国家的な統合という政治的な計画としての性質を強くもっていたからであった。しかし、ECSC の設立に至る過程で、当初の計画の政治的な側面は弱まり、域内の貿易自由化を目指す経済的な計画としての性質を強めていった。

こうして設立される ECSC の性質が明らかになっていく中で、非加盟国は ECSC への関心を強めていった。まず ECSC の対外関係について論じられたのは GATT においてであった。英国を中心とする西欧諸国は、ECSC の活動が加盟国と非加盟国の貿易を減少させる危険を秘めていると訴え、ECSC に対する補償的な措置の実施を求めた。しかし冷戦構造の中で、西ドイツの政治的・経済的な再建を重要視した米国は、ECSC の設立を歴史的な偉業と見なし、他国からの批判に耳を貸そうとしなかった。結局、ECSC は GATT において、ほとんど修正を施されることなく、その活動を認められることになった。こうして英国などの国々は、GATT で十分な成果を得ることのできなかつたため、ECSC と個別に交渉を行うことで、ECSC からの補償の獲得を目指すことになった。そして ECSC は英国と最初の個別の交渉を行い、「連合」と呼ばれる特別関係の構築を模索した。ところが英国との交渉がはじまり明らかになったのは、「連合」は英国以上に ECSC にとって必要とされていることであった。というのも ECSC 加盟国にとって英国との連携は、経済の合理化に不可欠とみなされただけでなく、当時設立が危ぶまれていた EDC（欧州防衛共同体）の実現にとっても重要な意味を持つと捉えられていたからである。一方英国は、50 年代当時、西欧随一の石炭・鉄鋼の輸出国であり、ECSC との連携に積極的な意義を見出していなかった。結局 54 年に ECSC と英国の達した合意は、英国の要望を強く反映するかたちで常設の協議機関を発足させるものに留まった。ECSC と英国の「連合」のあり方だけを見れば、英国の得られた地位はさほど重要なものに思われぬが、その成立過程を分析することで、ECSC は英国に特別な地位を見出していたことが明らかになる。

また、ECSC はスイスならびにオーストリアとも個別の交渉を行ったが、それは上述の

GATTにおける交渉および英国との交渉の影響を受けるものであった。その結果、スイスとオーストリアは英国とは異なり、ECSCとの密接な連携を積極的に追求したにもかかわらず、特別な「連合」を築くことはできずに終わったのであった。このようにECSCは、米英の相対的な無関心の影響を強く受け、加盟国に特恵的な機関という性質を帯びることになった。

第3章は、EEC設立交渉が始まる1955年から、英国FTA（自由貿易圏）構想の挫折する1958年までを扱い、EECの設立に対する非加盟国の反応とEEC側の対応を明らかにするものである。FTA構想とは、1956年に英国によって発表された構想であり、EECがECSC加盟国と同じ6か国による市場統合を目指したのに対して、OEEC加盟17か国による貿易自由化を目指す計画であった。これまでにEEC設立交渉と、それと並行して行われたFTA交渉を扱った先行研究は、EECとFTAをヨーロッパ統合の方針をめぐる二者択一の計画と理解していた。しかし本稿は、FTA構想をEECの設立に伴わざるを得ない非加盟国の反応と見なし、同時にGATTにおける非欧州諸国のEECの設立への対応を分析することで、FTA構想の位置づけを再考した。FTA交渉において問われていたことは、EECかFTAかという二者択一ではなく、EECは非加盟国とどのような関係を築くことが出来るのかということであった。言い換えるのならば、EECは非加盟国の待遇をある程度改善する必要があるという認識が疑問視されることはなかったのである。このようにEECの対外政策の方針をめぐる対立という観点からFTA交渉を再考したとき、FTA構想の挫折の意味も変わってくる。FTA構想の挫折という出来事は、6か国がFTAではなくEECを選んだことを意味するのではなく、自由貿易圏という制度に基づくEEC非加盟の西欧諸国との特別関係の構築という方針を退けたということの意味するものであった。58年6月、6か国はOEEC加盟国によって築かれるべき組織にFTAではなく、EEA（欧州経済連合）という呼称を与えることに合意した。その背景には、貿易自由化という目標に対して、自由貿易圏という制度が不適切な制度であり、EECをモデルとする制度が不可欠であるという認識が存在していた。そして、58年11月にFTA構想への反対を明確にしたフランス、そしてその立場を支持した欧州委員会は、EEAの原則への合意を、17か国による組織の設立の絶対条件としたのである。こうしたフランスと欧州委員会の態度を見て、英国はFTA交渉の中止を発表することになる。

その一方で、フランスと欧州委員会は、EEAの設立に合意できなかった場合の別の対外政策の方針を準備していた。その方針とは、EEC非加盟の西欧諸国と満足のいく条件で合意を形成できない以上、それらの国を特別視することはできず、他の非加盟国と同等の待遇を与えねばならないという理解を前提とするものであった。具体的には、フランスと欧州委員会の主張とは、17か国間での合意が達成されるまでの「暫定的な」措置として、EECはあらゆる非加盟国に無差別な関税引き下げを実施するべきであるというものであった。つまり、FTA構想の挫折という出来事は、EEC加盟国同等の待遇を求める西欧非加盟国の要求を退けたという点で、EECの加盟国への特恵的性質を明らかにする出来事であった。し

かし同時に、FTA 構想の挫折以後、EEC は世界全体を対象とした対外政策を展開することで、西欧非加盟国に不満を抱かせながらも、非欧州諸国との関係の改善を図っていくことになる。

第 4 章は、FTA 交渉の中断した 1959 年以後の EEC の対外政策をめぐる議論を分析し、EEC が FTA 交渉の再開という方針を事実上放棄し、対外政策の方針を確立していく過程を解明するものである。この過程でまず重要な出来事は、1960 年 5 月に 6 か国が、共同市場設立の「加速」と呼ばれる措置に合意したことである。「加速」とは、EEC が当初定めていた市場統合の完成までの予定（1 年ごとの輸入割当拡大、1 年半ごとの関税引き下げを通して 12 年間で加盟国間の貿易障壁を撤廃）を、繰り上げる措置であった。具体的には、60 年 7 月 1 日に当初予定されていた 10%の域内関税率の引き下げを 20%へと変更し、本来 62 年 1 月 1 日に予定されていた関税引き下げを先取りするものであった。さらに、より重要なこととして、「加速」では、当初 62 年 1 月 1 日に予定されていた対外共通関税の導入に向けた各国対外関税の接近措置も、予定を繰り上げて 60 年 7 月 1 日に実施することに合意した。従って、EEC はこの「加速」という措置を通して、加盟国間の関税引き下げを速める一方で、非加盟国に対する関税引き上げを開始することになったのである。つまりこの措置は、EEC 加盟国同等の待遇を求める西欧非加盟国の要求を否定するものであり、FTA 交渉の再開を困難なものにする性質を持っていた。このような措置が可能になったのは、EEC が同時に非西欧諸国の待遇の改善を図ったからであった。ここでも重要な役割を果たしたのはフランスと欧州委員会であった。フランスと欧州委員会は、非西欧諸国の利害を代表する米国の要求にこたえるかたちで、対外関税率の引き下げを受け入れた。そうすることで、EEC は西欧の非加盟国の要求に十分にこたえるものではないものの、非西欧諸国の要求にこたえるような、対外政策の実施を可能にしたのである。こうして、EEC は非加盟国の中の西欧諸国とその他の国を差別することなく、あらゆる非加盟国を一律に扱う「世界アプローチ」と呼ばれる対外政策の方針を確立することになったのである。

しかし、そうした「世界アプローチ」と呼ばれる対外政策は原則的なものであり、例外が存在していた。それが「連合」と呼ばれる EEC が特定の非加盟国と結ぶ特別な関係であった。EEC は 1961 年ギリシャと、1963 年トルコと「連合」の設立に合意し、一定の条件を満たせば、非加盟国でありながら 6 か国の市場統合への参入を認めるという特例を作ったのである。しかし、ギリシャとの「連合」の設立を通して明らかになったことは、この「連合」が極めて厳格な条件においてのみ設立可能であるということであった。具体的には、EEC は、ギリシャに 6 か国との関税同盟の設立に合意することを求めており、言い換えれば、自由貿易圏制度に基づく関係の構築を否定していた。そして、ギリシャは EEC に加盟したくてもできない途上国であるということも、「連合」が認められた重要な要件であった。従って、裏を返せば、EEC に加盟できるにもかかわらず加盟せず、自由貿易圏制度を通して加盟国同等の地位を手に入れようとしていた、英国の FTA 構想の理念を改めて否定するものであったのである。61 年 7 月、EEC とギリシャが「連合」の設立に合意すると、8 月

に英国は EEC への加盟申請を行うことになる。英国を中心とする西欧諸国にとって、EEC への加盟以外、6 か国の市場統合への参画の道は残されていなかったのである。

ところが 63 年に EEC とトルコが構築する「連合」は、そうした「連合」の厳格な条件を緩和するような性質を秘めていた。当初 EEC はギリシャとの比較を通して、トルコが 6 か国への市場統合への参画に値する国であるとは見なしていなかった。それは 60 年に発生したクーデタによって同国の不安定な政治状況が明らかになり、また、経済面においてもギリシャよりもトルコは不安定と見なされていたためである。従って、EEC は「世界アプローチ」と呼ばれる対外政策の原則の中で、トルコの待遇の改善を図るような方針を模索していた。しかし、63 年にフランス大統領ドゴールが英国の EEC 加盟申請を拒否し、EEC には危機的な状況が生まれることになる。EEC はトルコとの「連合」を実現させることで、少しでもこの危機の克服を目指すことになった。その結果、これまでトルコは、ギリシャとの「連合」の設立を通して確立された「連合」の設立条件を十分に満たしていないと見なされてきたにもかかわらず、ギリシャ同様に、あるいはそれ以上の特別な待遇を受ける非加盟国となったのである。こうしてトルコとの「連合」を通して、「連合」の厳格な設立条件は緩和される結果となった。

以上のように、ECSC ならびに EEC は非加盟国との対外関係を構築するなかで、加盟国に特惠的な「6 か国のヨーロッパ」を確立させていった。こうして欧州諸共同体は加盟国の不可逆的な拡大を推し進めていくことになるのである。しかし、そうした「6 か国のヨーロッパ」という共同体のあり方は、ECSC ならびに EEC 設立の時点では明らかなものではなかった。それは英国を中心とする西欧の非加盟国の特別な地位を否定し、あらゆる非加盟国の待遇を一律に改善しようという対外政策の方針の確立によってもたらされたものであったのである。一方、6 か国がギリシャならびにトルコと「連合」という特別関係を構築したことは、EEC をモデルとする制度を受け入れる国には統合への部分的な参加を認める意思があることを示していた。ただし結果として、そうした対外政策の例外は、政治的・経済的に 6 か国に従属する途上国にのみ特別な地位を認めるものであった。こうして初期ヨーロッパ統合を通して、欧州諸共同体は国際的な位相を確立すると同時に、以後、対外問題への本格的な取り組みを余儀なくされるような対外関係の原則的な枠組みを構築したのであった。